

社会福祉法人いっつ星会行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき当法人は従業員の仕事と子育ての両立を図るため下記のとおり計画を立て労働環境の整備に取り組みます。

計画期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日までの1年間

- 計画内容
- ① 出産時の父親の休暇取得の促進
＜対策＞
 - ・平成30年4月～ 妻の出産時の休暇が取得できることを周知
 - ② 男性の育児休暇取得の促進
＜対策＞
 - ・平成30年4月～ 男性も育児休業が取得できることを周知
 - ③ 子供の看護休暇の時間単位の取得制度の導入
＜対策＞
 - ・平成30年4月～ 職員への聞き取り
 - ・平成30年12月 制度の導入
 - ・平成31年1月 職員への制度の周知